

高教組速報

第17号

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL(095)827-5882

2012年 12月26日

文責 馬場 隆

退職手当見直しについての県教委交渉

県教委回答は前回から改善されず 交渉は決裂

…4月1日からの実施で学校現場に通知の予定

高教組は12月21日、退職手当見直しについての最終の県教委交渉を行いました。

前回(18日)の交渉で、県教委は、支給率引き下げの実施日を来年4月1日とし、今年度末退職者を削減対象からはずすことを回答していましたが、2回目の引き下げを来年10月1日、最終の引き下げを2014年7月1日実施としていました。したがって、来年度末退職者は2回分の引き下げになるため、35年以上勤続で定年退職する教諭の場合、現行より一気に約300万円も減額され、14年度末以降の退職者からは約420万円減額される状況は当初案と変わっていませんでした。このため、高教組は、全体の減額幅の縮小や経過措置の延長などを求め、県教委は再度検討して21日に回答するとしていました。

しかし、県教委は21日の交渉で、「県財政が厳しい中で、これ以上の改善は困難」として、前回回答をそのまま最終回答とするとなりました。高教組は、前回の回答から改善がなければ妥結は難しいと述べた上で、22日開催の代表者会で協議をし、高教組としての回答を行うことを告げて、交渉を終わりました。

代表者会では「受け入れられない」と決定

22日の代表者会では、今年度末退職者からは大変喜ばれたという報告もありましたが、来年度末以降の退職者の削減は変わらないことに大きな不満が表明され、「今年度末退職者を削

減対象から外したことは評価するが、我々の要求からすれば、県教委の最終回答は到底納得できるものではなく、受け入れられない」とすることが確認されました。

これを受けて高教組本部執行委員会は、25日、代表者会で確認した回答を県教委に伝えました。県教委は、「合意してもらえなかったことは残念だが、他団体とは最終回答の内容で妥結したので、実施させてもらう」として、交渉は決裂し、18日の交渉で示された回答内容で強行されることになりました。

早期退職の割増率引き上げについては 改めて協議することを確認

退職手当の削減については、2月の県議会で条例「改正」案が上程される見込みです。ただ、勧奨退職の申し込み期間を考慮して、学校現場には年内に削減方針が通知され、1月始めに各学校で説明されることとなります。

一方、国家公務員に導入される早期退職制度では、早期退職の優遇措置として1年につき最大3%の退職金の割増が行われることになっています。18日の交渉で高教組は、「退職手当の見直しを国に準じて行うというのであれば、現行2%になっている県の優遇措置を引き上げることになるはずだ」と、県教委の対応を質すと、県教委は「国の制度の実施に関わる政令がまだ出されていないので、詳細が分かり次第、改めて提案する」として、国に準じて改善する方向性を示唆しました。

教職員の労働条件は交渉で決まります 高教組の組織拡大にご協力ください